

(様式1)

# 環境配慮検討書

令和2年3月11日

三重県環境調整システム推進会議 会長 様

鈴鹿建設事務所長

三重県環境調整システム推進要綱第4条の規定に基づき提出します。

対象事業の名称	一般国道306号(亀山バイパス)道路改良事業	
連絡先	担当課所名	鈴鹿建設事務所 事業推進室 幹線道路課
	電話番号	059-382-6023

1 事業の計画の名称、目的及び内容

(1)名称	一般国道306号(亀山バイパス)道路改良事業		
(2)目的	<p>(仮称)亀山バイパスは、安楽川から東名阪との交差点までの延長約3.5kmの区間を改良します。</p> <p>現道の国道306号は交通量が約17,000台/日と多く、大型車の混入率も15%以上と多い道路であり、沿道に集落が連担しており、生活交通に通過交通が混在し、交通混雑もある。また、歩道がなく、一般歩行者や通学する生徒に対して安全性が不足しているとともに、幅員が狭く、大型車同士のすれ違いなどが円滑に行うことができず、危険な箇所がある。</p> <p>本事業は、生活交通と通過交通を分離して安全性、走行性を向上した渋滞を緩和、鈴鹿亀山道路の整備と連携して、高速道路網への交通転換等によるさらなる渋滞への対策を図ることを目的とする。</p>		
(3)事業主体	三重県		
(4)計画内容	<p>①計画地の位置 ※位置図を添付</p>	<p>事業箇所：(自)亀山市川崎町 (至)鈴鹿市東庄内町 事業延長：L=約3.5km</p>	
	<p>②建物・施設等の概要 (用途、規模、面積、配置等)</p>	<p>1)道路規格：第3種第2級 ・設計速度：V=60km/h ・道路幅員：2車線+片歩道 (車道幅員7.75m+歩道幅員3.5m=11.25m) 2)計画交通量：7,200台/日</p>	
	<p>③用水の使用計画</p>	-	
	<p>④エネルギーの使用計画</p>	-	
	<p>⑤雨水、汚水の排水計画</p>	-	
	<p>⑥道路・交通計画</p>	<p>現道の拡幅や線形改良による既存集落への影響を最小とするため、八島川と御幣川に挟まれた限られた空間で、バイパスとして整備する計画とした。</p> <p>主要道路との交差点では、交差点等によるアクセス性を確保する計画とした。</p>	
	<p>⑦工期</p>	<p>ア)着工の予定時期 イ)完工及び供用開始の予定時期</p>	<p>・着工：令和5年頃予定 ・完工：未定 ・供用：未定</p>
(5)関連事業計画	鈴鹿亀山道路		
(6)その他	-		

## 2 計画地の社会的条件の現況等

(1)計画地の社会的条件の現況	①交通の現況	<p>対象路線周辺の主要な道路、交通量は下表の通りである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>路線名</th> <th>観測地点</th> <th>平日交通量(台/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>一般国道306号</td> <td>亀山市田村町</td> <td>17,296</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>西庄内高塚線</td> <td>鈴鹿市東庄内町</td> <td>2,272</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>辺法寺加佐登停車場線</td> <td>亀山市川崎町</td> <td>3,994</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:平成27年度道路交通センサス</p>	道路種別	路線名	観測地点	平日交通量(台/日)	一般国道	一般国道306号	亀山市田村町	17,296	一般県道	西庄内高塚線	鈴鹿市東庄内町	2,272	一般県道	辺法寺加佐登停車場線	亀山市川崎町	3,994
	道路種別	路線名	観測地点	平日交通量(台/日)														
	一般国道	一般国道306号	亀山市田村町	17,296														
	一般県道	西庄内高塚線	鈴鹿市東庄内町	2,272														
一般県道	辺法寺加佐登停車場線	亀山市川崎町	3,994															
②土地利用の現況	計画路線全線に渡り、農地として利用されている。																	
③水域利用の現況	一級河川御幣川を水源とする用水路を利用し、圃場整備された農地に水が供給されている。																	
④生活関連施設の現況	<p>1)学校施設: 亀山市川崎小学校 川崎愛児園、庄内青い鳥保育園</p> <p>2)医療施設: 白雪クリニック</p> <p>3)文化施設: なし</p> <p>4)その他: 川崎地区コミュニティセンター</p>																	
(2)関係法令等による地域の指定・規制状況	①自然環境保全地域等の指定状況	<p>自然環境保全地域(地区)、自然公園地域(区域)、鳥獣保護区の指定状況</p> <p>1)自然環境保全地域の指定: なし</p> <p>2)自然公園地域の指定: なし</p> <p>3)鳥獣保護区の指定: なし</p>																
	②土地利用規制の現況	<p>都市計画法、農業地域振興法、森林法等の規制状況</p> <p>1)都市計画法 : 規制なし</p> <p>2)農業地域振興法 : 規制あり(農用地区域)</p> <p>3)森林法等 : 規制なし</p> <p>4)砂防法等 : 規制なし</p> <p>5)河川法 : 規制あり(河川区域: 御幣川)</p> <p>6)地すべり等防止法 : 規制なし</p> <p>7)文化財保護法 : 規制あり(四辻遺跡、県屋敷A・B遺跡、乳母遺跡等)</p> <p>8)鈴鹿市及び亀山市景観計画 : 規制あり(鈴鹿市、亀山市全域)</p> <p>9)土砂災害防止法 : 規制なし</p>																

### 3 計画地の自然的条件の現況

(1)地形・地質	文献調査	文献名	亀山市の環境—平成30年度版—(令和元年10月)																																																																															
	現地調査の有無	有・ <b>無</b>	(実施日時)	聴取調査の有無	有・ <b>無</b>																																																																													
	調査結果等	<p>【地形】鈴鹿山脈東側の急傾斜地には一志断層帯が横切っており、それらを境界として東側に約6,500万年前から現在までの時代の地層がつくる山麓、丘陵、台地および河川の堆積作用によってできた平野が広がっている。</p> <p>【地質】鈴鹿山脈東側の丘陵地帯は、東海層群(半固結の粘土・シルト・砂・礫などで構成)により主要な地形が形成されている。また、台地は段丘堆積物および扇状地堆積物からなっており、いずれも粗粒な礫、砂、泥層からなり半固結状態です。</p>																																																																																
(2)水象	文献調査	文献名	—																																																																															
	現地調査の有無	有・ <b>無</b>	(実施日時)	聴取調査の有無	有・ <b>無</b>																																																																													
	調査結果等 ①河川、湖沼	計画地周辺における主要河川としては、一級河川御幣川、が存在する。御幣川は、周辺農地への用水の水源として利用されている。																																																																																
	②海域	—																																																																																
(3)気象・大気質等	調査の方法	気象庁ホームページ 鈴鹿市ホームページ 平成26・27年度版環境白書 三重県																																																																																
	調査結果	<p>1) 気象</p> <p>2019年「亀山」</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">気温</td> <td>平均気温</td> <td>: 15.9℃</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高気温</td> <td>: 36.2℃</td> <td>(8月1日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最低気温</td> <td>: -2.6℃</td> <td>(1月10日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">降水量</td> <td>年間降水量</td> <td>: 1,940.5mm/年</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月別降水量</td> <td>: 最大443.5mm</td> <td>(7月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>: 最小17.0mm</td> <td>(11月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日別降水量</td> <td>: 最大81.0mm/日</td> <td>(10月12日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>時間降水量</td> <td>: 最大38.0mm/時</td> <td>(7月18日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">風向・風速</td> <td>平均風速</td> <td>: 2.4m/s</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最大風速・風向</td> <td>: 12.0m/s</td> <td>西北西</td> <td>(10月12日)</td> </tr> <tr> <td>最多風向</td> <td>: 西北西</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">気象庁ホームページより</p> <p>2) 水質</p> <p>御幣川(貢橋 亀山市川崎町地内) (平成30年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>平均値</th> <th>環境基準※</th> <th>環境基準適合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度 (pH)</td> <td>—</td> <td>8.1</td> <td>6.5以上8.5以下</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>生物学的酸素要求量 (BOD)</td> <td>mg/l</td> <td>0.5未満</td> <td>1以下</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質量 (S.S)</td> <td>mg/l</td> <td>1未満</td> <td>25以下</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>溶存酸素 (DO)</td> <td>mg/l</td> <td>9.9</td> <td>7.5以上</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>MPN/100ml</td> <td>4900</td> <td>50以下</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当該河川は水域類型が定められていないため、類型AA(安楽川)の基準値を参考に記載 鈴鹿市ホームページ「平成30年度河川調査結果」より</p>				気温	平均気温	: 15.9℃			最高気温	: 36.2℃	(8月1日)		最低気温	: -2.6℃	(1月10日)		降水量	年間降水量	: 1,940.5mm/年			月別降水量	: 最大443.5mm	(7月)			: 最小17.0mm	(11月)		日別降水量	: 最大81.0mm/日	(10月12日)			時間降水量	: 最大38.0mm/時	(7月18日)		風向・風速	平均風速	: 2.4m/s			最大風速・風向	: 12.0m/s	西北西	(10月12日)	最多風向	: 西北西			項目	単位	平均値	環境基準※	環境基準適合	水素イオン濃度 (pH)	—	8.1	6.5以上8.5以下	○	生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	0.5未満	1以下	○	浮遊物質量 (S.S)	mg/l	1未満	25以下	○	溶存酸素 (DO)	mg/l	9.9	7.5以上	○	大腸菌群数	MPN/100ml	4900	50以下
気温	平均気温	: 15.9℃																																																																																
	最高気温	: 36.2℃	(8月1日)																																																																															
	最低気温	: -2.6℃	(1月10日)																																																																															
降水量	年間降水量	: 1,940.5mm/年																																																																																
	月別降水量	: 最大443.5mm	(7月)																																																																															
		: 最小17.0mm	(11月)																																																																															
	日別降水量	: 最大81.0mm/日	(10月12日)																																																																															
	時間降水量	: 最大38.0mm/時	(7月18日)																																																																															
風向・風速	平均風速	: 2.4m/s																																																																																
	最大風速・風向	: 12.0m/s	西北西	(10月12日)																																																																														
	最多風向	: 西北西																																																																																
項目	単位	平均値	環境基準※	環境基準適合																																																																														
水素イオン濃度 (pH)	—	8.1	6.5以上8.5以下	○																																																																														
生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	0.5未満	1以下	○																																																																														
浮遊物質量 (S.S)	mg/l	1未満	25以下	○																																																																														
溶存酸素 (DO)	mg/l	9.9	7.5以上	○																																																																														
大腸菌群数	MPN/100ml	4900	50以下	×																																																																														

(3)気象・大気質等

調査結果

3)大気

■ダイオキシン類(平成30年度) (単位:pg-TEQ/m3)

調査地点	測定結果	環境基準	環境基準適合
神戸高等学校	年平均値=0.015	0.6以下	○

出典「令和元年度環境白書」三重県

■二酸化硫黄(平成30年度) (単位:ppm)

調査地点	測定結果	環境基準(長期的評価)	環境基準適合
鈴鹿算所保育所	日平均値の2%除外値=0.002	0.04ppm以下	○
	日平均値が0.04ppmを超えた日数=0日	環境基準値を超えた日が2日以上連続しない	○

出典「令和元年度環境白書」三重県

■二酸化窒素(平成30年度) (単位:ppm)

調査地点	年平均	環境基準(長期的評価)	環境基準適合
(自)国道25号亀山	日平均値の98%値=0.023	0.06ppm以下	○
	日平均値が0.06ppmを超えた日数=0日	環境基準値を超えた日が2日以上連続しない	○

出典「令和元年度環境白書」三重県

■浮遊粒子状物質(平成30年度) (単位:mg/m3)

調査地点	年平均	環境基準(長期的評価)	環境基準適合
(自)国道25号亀山	日平均値の2%除外値=0.036	0.10mg/m3以下	○
	日平均値が0.10mg/m3を超えた日数=0日	環境基準値を超えた日が2日以上連続しない	○

出典「令和元年度環境白書」三重県

4)騒音

■騒音(平成30年度) (単位:db)

測定内容	地点名	地域類型	等価騒音レベル		環境基準		環境基準適合
			昼間	夜間	昼間	夜間	
騒音調査	亀山市みどり町29-8	A	40	36	55	45	○
自動車交通騒音	一般国道1号(亀山市栄町)	B	61	55	70	65	○
	亀山白山線(亀山市北鹿島)	B	69	65	70	65	○

出典「令和元年度環境白書」三重県

5)振動

■振動(平成30年度) (単位:db)

測定内容	地点名	区域の区分	振動レベル		要請限度		要請限度適合
			昼間	夜間	昼間	夜間	
自動車交通振動	国道306号(亀山市上野町570-8)	第2種	44	34	70	65	○
	市道駅前和田線(亀山市和田町813)	第1種	30未満	30未満	65	60	○

出典「令和元年度環境白書」三重県

(4)生態系等	文献調査	文献名	三重県レッドデータブック2015 鈴鹿市の自然ガイドブック(2009年3月) 鈴鹿市の自然-鈴鹿市自然環境調査報告書- (2008年3月) 亀山市の環境-平成30年度版-(令和元年10月)																																																																																																																																																																																			
	現地調査の有無	有・ <b>無</b> (実施日時 )	聴取調査の有無	有・ <b>無</b>																																																																																																																																																																																		
	調査結果等 ①植物	<p>「三重県レッドデータブック2015」に挙げられている絶滅危惧種Ⅱ類以上の植物は704種であり、鈴鹿市では約11%にあたる76種、亀山市では、約13%にあたる88種が確認されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類群</th> <th rowspan="2">確認資料</th> <th rowspan="2">絶滅EX</th> <th rowspan="2">野生絶滅EW</th> <th colspan="3">絶滅のおそれのある種</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>絶滅危惧ⅠA類CR</th> <th>絶滅危惧ⅠB類EN</th> <th>絶滅危惧Ⅱ類VU</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">維管束植物</td> <td>県RDB</td> <td>46</td> <td>2</td> <td>133</td> <td>209</td> <td>207</td> <td>597</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td>6</td> <td></td> <td>8</td> <td>15</td> <td>34</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">藻類</td> <td>県RDB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蘚苔類</td> <td>県RDB</td> <td>2</td> <td></td> <td>19</td> <td>27</td> <td>16</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">キノコ類</td> <td>県RDB</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>18</td> <td>21</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>県RDB</td> <td>48</td> <td>2</td> <td>155</td> <td>254</td> <td>245</td> <td>704</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>46</td> <td>76</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(鈴鹿市)</p>						分類群	確認資料	絶滅EX	野生絶滅EW	絶滅のおそれのある種			計	絶滅危惧ⅠA類CR	絶滅危惧ⅠB類EN	絶滅危惧Ⅱ類VU	維管束植物	県RDB	46	2	133	209	207	597	市GB	6		8	15	34	63	藻類	県RDB					1	1	市GB						0	蘚苔類	県RDB	2		19	27	16	64	市GB					4	4	キノコ類	県RDB			3	18	21	42	市GB				1	8	9	計	県RDB	48	2	155	254	245	704	市GB	6	0	8	16	46	76																																																																																									
分類群	確認資料	絶滅EX	野生絶滅EW	絶滅のおそれのある種			計																																																																																																																																																																															
				絶滅危惧ⅠA類CR	絶滅危惧ⅠB類EN	絶滅危惧Ⅱ類VU																																																																																																																																																																																
維管束植物	県RDB	46	2	133	209	207	597																																																																																																																																																																															
	市GB	6		8	15	34	63																																																																																																																																																																															
藻類	県RDB					1	1																																																																																																																																																																															
	市GB						0																																																																																																																																																																															
蘚苔類	県RDB	2		19	27	16	64																																																																																																																																																																															
	市GB					4	4																																																																																																																																																																															
キノコ類	県RDB			3	18	21	42																																																																																																																																																																															
	市GB				1	8	9																																																																																																																																																																															
計	県RDB	48	2	155	254	245	704																																																																																																																																																																															
	市GB	6	0	8	16	46	76																																																																																																																																																																															
②動物	<p>動物の概要： 「三重県レッドデータブック2015」に挙げられている絶滅危惧種Ⅱ類以上の動物は465種であり、鈴鹿市では約16%にあたる76種が確認されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類群</th> <th rowspan="2">確認資料</th> <th rowspan="2">絶滅EX</th> <th rowspan="2">野生絶滅EW</th> <th colspan="3">絶滅のおそれのある種</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>絶滅危惧ⅠA類CR</th> <th>絶滅危惧ⅠB類EN</th> <th>絶滅危惧Ⅱ類VU</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">哺乳類</td> <td>県RDB</td> <td>3</td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鳥類</td> <td>県RDB</td> <td></td> <td></td> <td>14</td> <td>9</td> <td>21</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td>7</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">爬虫類</td> <td>県RDB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">両生類</td> <td>県RDB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">汽水・淡水魚類</td> <td>県RDB</td> <td>1</td> <td></td> <td>11</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">昆虫類</td> <td>県RDB</td> <td>14</td> <td></td> <td>57</td> <td>74</td> <td>99</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td>3</td> <td></td> <td>2</td> <td>11</td> <td>24</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">クモ類</td> <td>県RDB</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貝類</td> <td>県RDB</td> <td></td> <td></td> <td>18</td> <td>36</td> <td>51</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">甲殻類</td> <td>県RDB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">淡水クラゲ類</td> <td>県RDB</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>県RDB</td> <td>19</td> <td>0</td> <td>103</td> <td>135</td> <td>208</td> <td>465</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>23</td> <td>47</td> <td>76</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(鈴鹿市)</p>						分類群	確認資料	絶滅EX	野生絶滅EW	絶滅のおそれのある種			計	絶滅危惧ⅠA類CR	絶滅危惧ⅠB類EN	絶滅危惧Ⅱ類VU	哺乳類	県RDB	3		1	3	8	15	市GB				1	1	2	鳥類	県RDB			14	9	21	44	市GB				9	7	16	爬虫類	県RDB					1	1	市GB					1	1	両生類	県RDB					6	6	市GB					2	2	汽水・淡水魚類	県RDB	1		11	9	13	34	市GB				1	5	6	昆虫類	県RDB	14		57	74	99	244	市GB	3		2	11	24	40	クモ類	県RDB			2	2	6	10	市GB				1	2	3	貝類	県RDB			18	36	51	105	市GB			1		4	5	甲殻類	県RDB				2	3	5	市GB					1	1	淡水クラゲ類	県RDB	1					1	市GB						0	計	県RDB	19	0	103	135	208	465	市GB	3	0	3	23	47	76
分類群	確認資料	絶滅EX	野生絶滅EW	絶滅のおそれのある種							計																																																																																																																																																																											
				絶滅危惧ⅠA類CR	絶滅危惧ⅠB類EN	絶滅危惧Ⅱ類VU																																																																																																																																																																																
哺乳類	県RDB	3		1	3	8	15																																																																																																																																																																															
	市GB				1	1	2																																																																																																																																																																															
鳥類	県RDB			14	9	21	44																																																																																																																																																																															
	市GB				9	7	16																																																																																																																																																																															
爬虫類	県RDB					1	1																																																																																																																																																																															
	市GB					1	1																																																																																																																																																																															
両生類	県RDB					6	6																																																																																																																																																																															
	市GB					2	2																																																																																																																																																																															
汽水・淡水魚類	県RDB	1		11	9	13	34																																																																																																																																																																															
	市GB				1	5	6																																																																																																																																																																															
昆虫類	県RDB	14		57	74	99	244																																																																																																																																																																															
	市GB	3		2	11	24	40																																																																																																																																																																															
クモ類	県RDB			2	2	6	10																																																																																																																																																																															
	市GB				1	2	3																																																																																																																																																																															
貝類	県RDB			18	36	51	105																																																																																																																																																																															
	市GB			1		4	5																																																																																																																																																																															
甲殻類	県RDB				2	3	5																																																																																																																																																																															
	市GB					1	1																																																																																																																																																																															
淡水クラゲ類	県RDB	1					1																																																																																																																																																																															
	市GB						0																																																																																																																																																																															
計	県RDB	19	0	103	135	208	465																																																																																																																																																																															
	市GB	3	0	3	23	47	76																																																																																																																																																																															

(5)自然景 観・文化 財等	文献調査	文献名	「文化財データベース」三重県ホームページ 「文化財一覧」鈴鹿市、亀山市ホームページ 「遺跡情報」鈴鹿市、亀山市ホームページ		
	現地調査の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	(実施日時 )	聴取調査の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	調査結果等 ①自然景観	<p>自然景観の概要： 計画区域は、御幣川の低地に位置しており、水田、畑などが存在するのみである。</p> <p>貴重な自然景観： 特になし。</p>			
	②文化財、史 跡、名勝等	<p>史跡・名勝・天然記念物： なし (鈴鹿市、亀山市ホームページ)</p> <p>埋蔵文化財包蔵地： ・四辻遺跡、県屋敷A・B遺跡、乳母遺跡、堂坂遺跡、 徳原1号～29号墳 (鈴鹿市、亀山市ホームページ)</p>			
③野外レクリエー ション 他	<p>・鈴鹿サーキット ・鈴鹿青少年の森 (鈴鹿市ホームページ)</p> <p>・亀山里山公園「みちくさ」 ・森林公園「やまびこ」 ・石水溪キャンプ場 (亀山市ホームページ)</p>				
(8)その他、 自然災害 等	—				

#### 4 事業計画の検討内容(複数案比較)

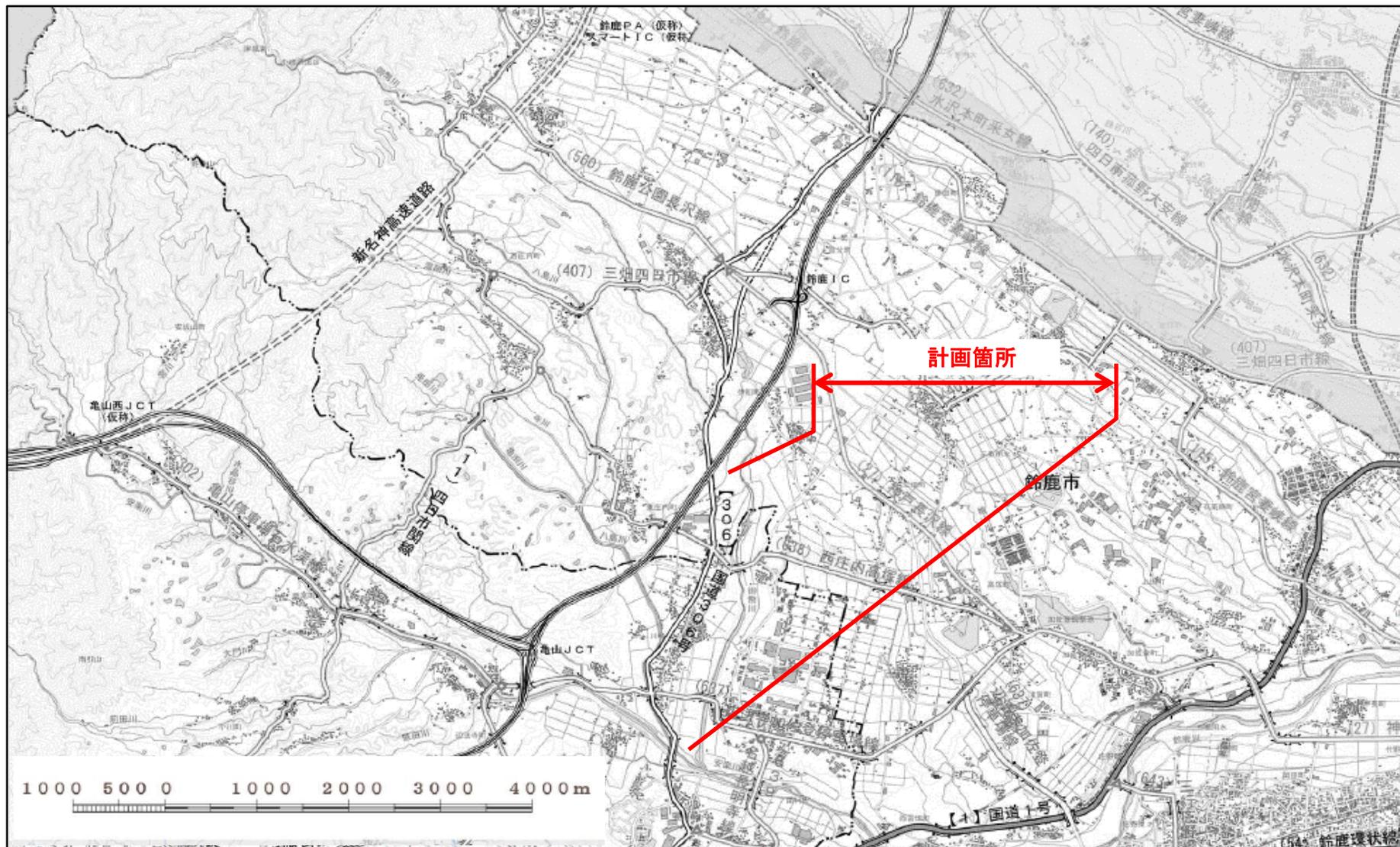
\* 用地選定が異なる計画、同じ用地での異なる計画等との比較を行う。比較検討用の位置図を添付すること。

	事業計画案	比較検討 (A案)	比較検討 (B案)
(1)計画の概要	河川沿い案 施工延長:L=2.880km	現道利用案 施工延長:L=3.050km	集落迂回案 施工延長:L=3.200km
(2)環境評価 (*左欄に◎○△を相対評価で記入し、右欄に評価の理由を記入) ①循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築 ②人と自然が共にある環境の保全 ③やすらぎと潤いのある快適な環境の創造			
①-1 地球温暖化防止	◎ 延長が最短であり、CO <sub>2</sub> 排出量が最小となる。	○ 事業計画案より延長は170m長くなるが、CO <sub>2</sub> 排出量の差は微小である。	○ 延長が最長であり、CO <sub>2</sub> 排出量が最大となるが、差は微小である。
①-2 廃棄物対策	◎ 発生土は自工区内で利用し、資材は極力再生材を使用するとともに、発生するAs、Co殻は、再資源化を図る。	◎ 事業計画案に同じ	◎ 事業計画案に同じ
①-3 生活環境の保全	○ B案より集落通過延長が約100m長い。住環境への影響差は微小である。	○ 事業計画案に同じ	◎ 集落から離れており、住環境への影響は小さい。
①-4 その他重点項目	◎ 徳原能褒野線～東名阪間の土地利用に配慮されている。	○ 徳原能褒野線～フラワーロード間の農地が分断される。	△ 徳原能褒野線～東名阪間の農地が分断される。
②-1 野生生物等の生育空間の確保	— 該当なし	— 該当なし	— 該当なし
②-2 希少な野生生物の保護	○ 希少な野生生物は現時点では確認されていないが、確認された場合は、関係機関と協議のうえ保護に努める。	○ 事業計画案に同じ	○ 事業計画案に同じ
②-3 地形、地質等の改変の抑止	○ 他案に対して圃場区間の側道整備延長が短く、地形改変量が小さくなる。	△ 事業計画案に対して圃場区間の側道整備延長長く、地形改変量が大きくなる。	△ A案に同じ
②-4 その他重点項目	— 特になし	— 特になし	— 特になし
③-1 緑化、周辺景観との調和	◎ 法面緑化により周辺地計との調和を図る。徳原能褒野線～フラワーロードにおいて、堤防に沿った線形である。	○ 法面緑化により周辺地計との調和を図る。徳原能褒野線～フラワーロードにおいて、圃場地区区画と調和する。	△ 法面緑化により周辺地計との調和を図る。フラワーロード～東名阪間において、圃場地の区画割と調和しない
③-2 親水等、ふれあい空間づくり	— 該当なし	— 該当なし	— 該当なし
③-3 その他重点項目	◎ 現道交通量が少なくなり、周辺集落の住環境が向上する。歩道整備により、交通環境が向上する。	◎ 事業計画案に同じ	◎ 事業計画案に同じ
④上記以外の特記事項	◎ 四辻遺跡に影響しない	◎ 事業計画案に同じ	△ 四辻遺跡に影響する

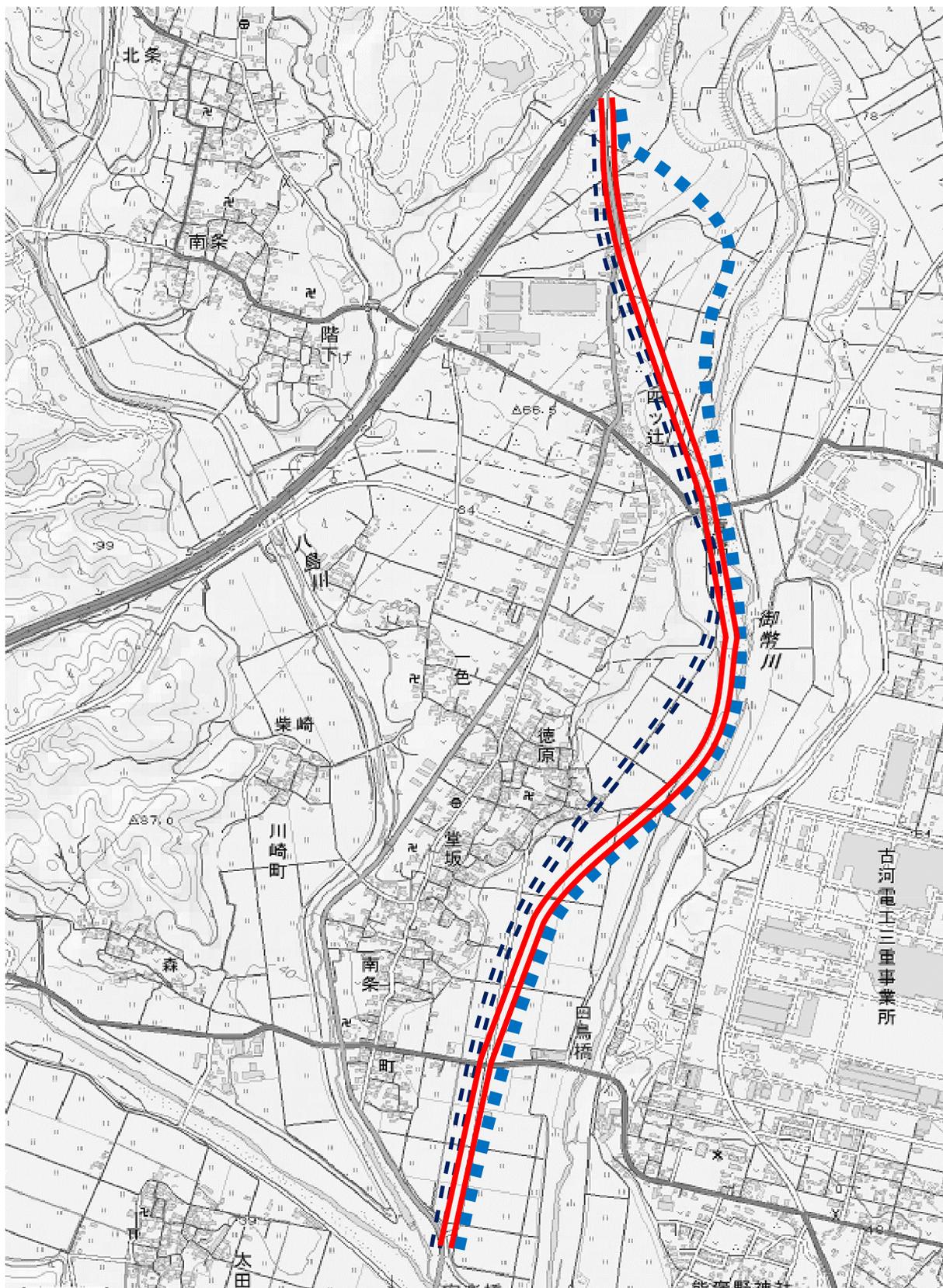
## 5 事業計画案の環境配慮に係る評価

長 所	徳原能褒野線～東名阪間の土地利用に配慮されている。
短 所	集落への影響(10件)が大きい。
会議で調整を要する事項	

# 位置図



# 比較検討図



- ==== 事業計画案
- ==== 比較検討(A案)
- ..... 比較検討(B案)